

りんどうヶ丘小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめとは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をするこも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解できるように指導を行う。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 生活を見つめようアンケートの取組

毎月、学校生活・登校班・部活動等について「楽しいか?」、「困っていること、気になることはないか?」等のアンケートを行う。気になる子どもは随時教育相談を行う。

- ② ステップアップタイム（各学級での振り返り）
- ③ いじめゼロをめざした児童会活動（なかよし集会、縦割り班活動）
- ④ 教育相談（年3回、人権旬間にあわせて全児童との教育相談を行う。）
- ⑤ その他、自己肯定感を育て、仲間づくりを進める取組を随時行っていく。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動の工夫

「健康な心や体づくり等の基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自治的、自発的な活動を促す委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫
- ・単元ごと、1単位時間ごとの学習内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

② 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

③ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

ソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、「いじめ対策委員会」の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 毎月の「生活を見つめようアンケート」や「心のアンケート」等を活用し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校を目指す。また、これらに加えて、「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、これらをもとに、取組の検証を行う。

(2) いじめの早期発見のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童達にも、いじているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力しながら解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① 家庭訪問、個別面談を年間計画に位置付け情報収集に努める。
また、保護者が送り迎え等で学校に来られた際には、率先して職員の側から話しかけ、相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ② いじめ問題が起きた時には家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- ③ 「いのちの電話」等、いじめ問題等の相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) いじめ防止委員会 [いじめの未然防止を目的とした組織]

○校内委員会【毎月開催】(全職員)

※ 毎週月・木曜日の朝会の中で「子どもを語る会」を設け、全職員で配慮を要する児童についての情報の共有、及び指導の在り方等についての共通理解を図る。

○外部と連携した委員会【年2回開催(校区教育推進連絡会)】

(学校職員、後援会会長、PTA会長、公民館長、婦人会長、黒川駐在所)

(2) いじめ対策委員会 [いじめ問題や重大事態発生時に対する措置を行うための組織]

【いじめを認知した時点で速やかに開催し、事態収束まで開催する】

○構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担、SC、SSW、警察等

※重大事態発生時は、「重大事態対応フロー図」をもとに、対応する。